

事 務 連 絡
令和6年 1月 9日

北陸農政局管内各県
中山間地域等直接支払制度 担当課長 殿

北陸農政局農村振興部農村計画課長

災害時の復旧作業における中山間地域等直接支払交付金の取扱いについて

日頃より中山間地域の振興に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

標記に件につきまして、本省より別添のとおり事務連絡がございましたので管内市町村等への周知をお願いいたします。

ご多忙の折恐縮ですがご対応のほど、よろしくお願いいたします。

事 務 連 絡
令和6年1月9日

北陸農政局農村振興部農村計画課長 殿

農村振興局農村政策部地域振興課
中山間地域・日本型直接支払室長

災害時の復旧作業における中山間地域等直接支払交付金の取扱いについて

令和6年能登半島地震により、各地域の農林水産業に被害が発生しているところである。

こうした中、中山間地域等直接支払交付金に係る取組等において、下記のことに留意するよう、貴職から管内の県に対し通知するとともに、県から管内の市町村等に通知するようお願いする。

記

- 1 当該交付金は、洪水、地震等の自然災害発生時における、地域の共同活動による農地や農地周りの水路、農道等の見回り、畦畔の補修等の応急措置に係る活動等に充当することが可能であること。なお、申請の際に当該使途が協定書に明記されていない場合、協定書に使途を明記し市町村に届け出ておく必要があるので、留意願いたい。
- 2 自然災害により農業生産活動等の継続が困難となった場合の中山間地域等直接支払交付金の返還については、実施要領の運用第9の2の（1）のイにおいて免責するとともに、実施要領の運用第4の4における復旧計画の提出により、令和6年度も引き続き交付金の交付対象とすることができること。